十七の五	信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による抵当権の変更の登記		信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報
十七の六	信託財産に属する農業用動産についてする一部の受託者の任務の終了による抵当権の変更の登記（第十八条において準用する不動産登記法第百条第二項の規定により他の受託者が単独で申請するものに限る。）		第十八条において準用する不動産登記法第百条第一項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報

（農業用動産抵当登記令の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条　施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、前条の規定による改正後の農業用動産抵当登記令（次項において「新農業用動産抵当登記令」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に信託に係る農業用動産の抵当権の設定又は移転の登記の申請をした者（当該申請が却下されたものを除く。）が、施行日以後に当該抵当権の信託の登記の申請をする場合においては、新農業用動産抵当登記令第十八条において準用する不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第九十八条第一項の規定は、適用しない。

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令の一部改正）

第四十七条　独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「移転」を「移転等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿及び出資証券に記載した後でなければ、当該持分が信託財産に属することを機構その他の第三者に対抗することができない。

附　則

この政令は、信託法の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　菅　義偉
法務大臣　長勢　甚遠
外務大臣　麻生　太郎
財務大臣　尾身　幸次
文部科学大臣　伊吹　文明
厚生労働大臣　柳澤　伯夫
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　若林　正俊
経済産業大臣　甘利　明
国土交通大臣　冬柴　鐵三
環境大臣　若林　正俊
防衛大臣　小池百合子

信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八号

信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令

内閣は、信託法（平成十八年法律第百八号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（社債等登録法施行令の一部改正）

第一条　社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　社債ノ信託ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得但シ信託行為（信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第二項第三号ニ定ムルモノヲ除ク）ニ依リテ信託財産ニ属スルコトトサレタル社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ受託者ヲ登録権利者トシ委託者ヲ登録義務者トス

第四十四条を次のように改める。

第四十四条　削除

第四十六条第一項中「第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外信託ニ因ル」を「信託ニ係ル」に改め、「移転」の下に「又ハ変更」を加え、同条第二項を次のように改める。

信託法第三条第三号ニ掲グル方法ニ依リ為サレタル信託ニ因ル社債ノ変更ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

第四十六条第三項を削る。

第四十七条第一項中「更迭」を「変更」に、「添附スル」を「添付スル」に改め、同条第二項中「第五十条第二項」を「第八十六条第四項」に改める。

第四十八条中「破産手続開始ノ決定、後見開始若ハ保佐開始ノ審判」を「後見開始若ハ保佐開始ノ審判、破産手続開始ノ決定、法人ノ合併以外ノ理由ニ因ル解散」に改め、「受託者タル法人ノ任務ガ解散ニ因リテ終了シタルトキ亦同ジ」を削る。

第四十九条第一項中「添附スル」を「添付スル」に改め、同項第一号中「、受益者及信託管理人ノ氏名」を「及受益者ノ氏名又ハ名称」に改め、同項第五号を同項第十一号とし、同項第二号から第四号までを六号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の六号を加える。

二　受益者ノ指定ニ関スル条件又ハ受益者ヲ定ムル方法ノ定アルトキハ其ノ定
三　信託管理人アルトキハ其ノ氏名又ハ名称及住所
四　受益者代理人アルトキハ其ノ氏名又ハ名称及住所
五　信託法第百八十五条第三項ニ規定スル受益証券発行信託デアルトキハ其ノ旨
六　信託法第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託デアルトキハ其ノ旨
七　公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条ニ規定スル公益信託デアルトキハ其ノ旨

第四十九条に次の一項を加える。

第一項第二号乃至第六号ニ掲グル事項ノ何レカヲ記載シタルトキハ同項第一号ノ受益者（同項第四号ニ掲グル事項ヲ記載シタル場合ニ於テハ当該受益者代理人ガ代理スル受益者ニ限ル）ノ氏名又ハ名称及住所ヲ記載スルコトヲ要セズ

第五十一条第一項中「裁判所ガ信託管理人」の下に「又ハ受益者代理人」を加え、「ヲ選任シタル」を「又ハ受益者代理人ヲ選任シ又ハ解任シタル」に改める。

第五十二条中「裁判所ガ信託財産ノ管理方法ヲ変更シ又ハ主務官庁ガ信託ノ条項ヲ変更シタル」を「裁判所又ハ主務官庁ガ信託ノ変更ヲ命ジタル」に改める。